平成２３年（フ）第５０号
富山県砺波市千代156番地
債務者　林　　和憲
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第９４号
金沢市長田町４番11号
債務者　久利須明美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３４号
金沢市武蔵町３番３号　レジデンス武蔵401号
債務者　山本　智香
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４０号
金沢市元菊町４番７号、従前の住所金沢市四十万３丁目352番地
債務者　中梶　秀昭
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
金沢市元菊町４番７号、従前の住所金沢市四十万３丁目352番地
債務者　中梶　大地
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
金沢市彦三町２丁目１番25号　セントレー金沢彦三202号室、従前の住所兵庫県三田市三輪４丁目４番11、従前々の住所金沢市向中町12―30―４
債務者　佐藤　光邦
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
滋賀県東近江市五個荘北町屋町402番地５
債務者　市田　定裕
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１０７号
兵庫県姫路市飾磨区都倉３丁目32番地　メゾンヒカリ505
債務者　前田　広志
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１８号
兵庫県姫路市阿保甲120番地
債務者　八木　信夫
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１０号
奈良県大和郡山市西岡町４番15号　中村ハイツ101号室
債務者　橋本名実子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１号
奈良市中山町西３丁目232番地の１　グリーンシャトレ１―202号
債務者　國時まさ子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４２号
鳥取県米子市淀江町西原1110番地１
債務者　松田さえ子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３７号
鳥取県日野郡日南町生山732番地
債務者　大谷　芳雄
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４４１号
広島県廿日市市佐方３丁目14番45号
債務者　中井　信也
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５号
香川県高松市屋島東町456番地13
債務者　山花　　明
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０号
香川県三豊市仁尾町仁尾戊510番地14
債務者　髙畠　郵司
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第１８２号
愛媛県松山市三杉町１番15号　サーパス三杉304
債務者　東　　新治
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所